○防衛省告示第五十一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、百里飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十二年三月十一日

防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和四十年防衛庁告示第二百二十五号の一部を次のとおり変更する。

「a滑走路　単車輪　二十五・九トン　複車輪　四十三トン　複々車輪　七十二・六トン　b滑走路　単車輪　三十トン」を

a滑走路　単車輪　三十八トン　複車輪　六十一トン　複々車輪　百三十六トン　b滑走路　単車輪　六十七トン　複車輪　八十九トン　複々車輪　百三十七トン」

に改める。

(一)　第二項中「約四千四百六十メートル」を「約四千六百二十五メートル」に改め、同項第四号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

二　昭和四十一年防衛庁告示第十一号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項第一号中「百里飛行場燈火」を「百里飛行場灯火」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(二)　第二項中「航空燈火」を「航空灯火」に、「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(三)　第四項の表進入灯（標準式）の項中「二千五百カンデラ」を「二万カンデラ」に、「七百八十メートル」を「八百四十メートル」に、「九十二・五メートルから七百八十メートル」を「六十メートルから八百四十メートルまで」に改め、同表進入灯（簡易式）の項中「四百二十メートル」の下に「までの間」を加え、同表進入角指示灯（ＰＡＰＩ）の項中「二百九十七メートル」を「四百二十一メートル」に、「二百九十四メートル」を「四百二十四メートル」に、「三百七十二メートル」を「四百十四メートル」に改め、同表滑走路灯の項中「航空可変黄」を「航空黄」に改め、同表滑走路中心線灯の項中「航空赤五千カンデラ」を「航空赤七百五十カンデラ」に改め、同表誘導路中心線灯の項中「五十カンデラ」を「二十カンデラ」に改め、同表誘導路灯の項を次のように改める。

誘導路灯	白熱電灯、航空青、不動光	航空青十二カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
	けい光放電灯、航空青、不動光	航空青十二カンデラ	誘導路の出入口

(四)　第四項の表着陸目標灯の項を削る。

(五)　第五項第一号中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(六)　第六項第一号中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に、「回転式標示燈」を「回転式標示灯」に、「燈火」を「灯火」に改める。

(七)　備考中「航空障害燈」を「航空障害灯」に、「燈質　白熱電燈赤不動光」を「灯質　白熱電灯赤不動光」に改める。

(八)　第一図を次のように改める。

百里飛行場第一図

